

ご存知ですか?
経過措置

お客様へのお知らせ

消費税は

2019年10月より10%になる予定です

2019年3月31日までに契約すれば

消費税が8%のまま

となる特例(経過措置)があります

請負契約の工事代金の消費税額はいつ決まるのですか? 経過措置が適用されるとどうなるの?

消費税額は引き渡し時の税率で決まります

原則

引き渡し時の消費税率で計算します。

経過措置

法の定める「指定日」の前日までに契約した請負工事では、消費税増税後の引き渡しでも消費税は8%のままになります。

経過措置の適用を受けるためには、「指定日の前日」までに工事請負契約を締結しなければなりません。「指定日以降の工事請負契約」で、「増税実施日以降の引き渡し」となる場合(下表の例2)の消費税額は新税率になりますので注意が必要です。

経過措置適用のためには、いつまでに契約すればいいの?

3月31日までの契約が必要です

消費税が2019年10月1日から10%となる場合の「指定日」は2019年4月1日です。したがって、経過措置の適用を受けるには3月31日までに契約する必要があります。

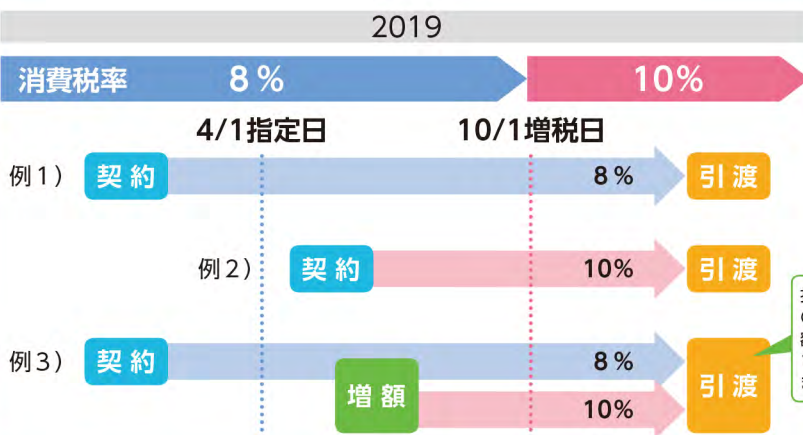
2019 3

3 4 5 6 7 8 9
10 11 12 13 14 15 16
17 18 19 20 21 22 23
24 25 26 27 28 29 30
31

経過措置とは!!

消費税10%の増税日(2019年10月1日)の半年前の4月1日を指定日として、その前日の3月31日までに契約すれば、増税日以降の引き渡しでも消費税は8%となります。

もちろん、増税日より前に引き渡しする工事代金の消費税率は8%です。



全国建設労働組合総連合 (全建総連)

2018年5月作成

※このチラシに記載した「工事の請負契約等に関する経過措置」は2019年10月に消費税が10%に引き上げられる場合に適用されます。

住まいのことなら確かな技術で地域の皆さんに貢献する

鳥取ビルコン

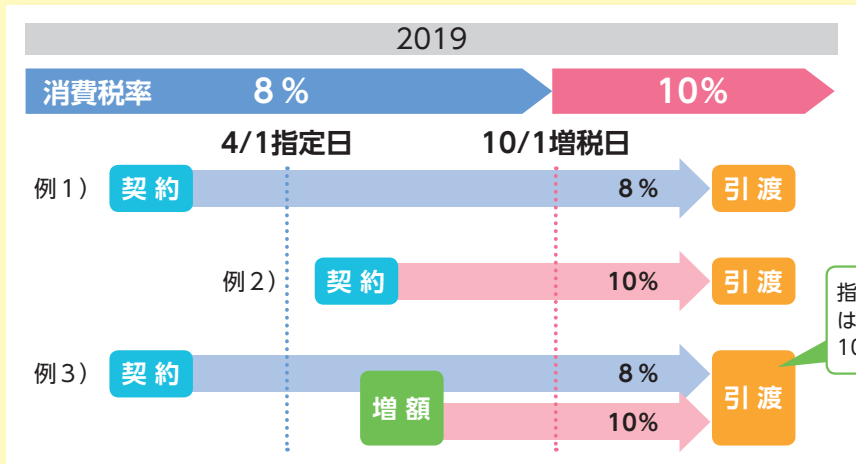
にご用命ください

消費税増税と工事請負契約

経過措置の具体的なイメージ

請負契約の経過措置

消費税10%の増税日(2019年10月1日)の半年前の4月1日を指定日として、その前日の3月31日までに契約をすれば、増税日以降の引き渡しでも消費税は8%となります。



もちろん、増税日より前に引き渡しする工事代金の消費税率は8%です。

指定日以降の増額は「増額部分のみ」10%となります

経過措置の適用を受ける場合の書面通知

経過措置の適用を受ける工事を行った事業者は、経過措置が適用された工事であることを相手方(お客様)に書面で通知することとされています。なお、この通知は請求書に経過措置の適用を受けた工事である旨を記載することでも良いとされています。

<< 記載文例 >>

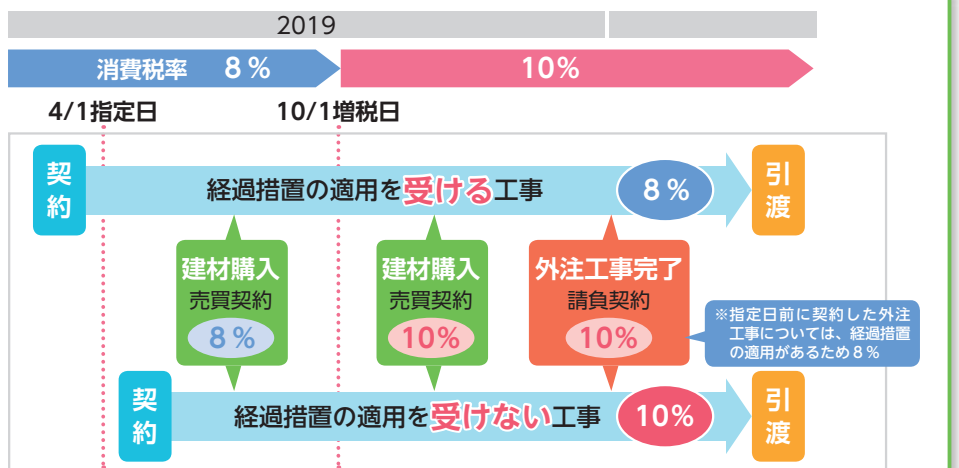
消費税法経過措置に基づき、請負代金の額は、消費税率8%として算出しています。

余裕を持った工期設定をしましょう

建設工事は様々な事情により予定していた工事完了引き渡し日が変更になることがあります。特に、経過措置を受けず、増税前の引き渡しを予定している工事では、万一の工期延長で増税後の引き渡しにならないよう、余裕をもった工期を設定しましょう。

施工者の仕入れ税額控除

建材等の購入費や外注費など事業上の経費で、施工者が一時負担した消費税相当額は、仕入れ税額控除の対象となります。仕入れは売買契約、請負契約のいずれの場合でも、原則、その物や工事の「引渡し」を受けた時点の消費税率で控除します。



売買契約による仕入れ (建材など)

建材の購入など売買契約による仕入れは、その物品の引渡を受けた日の税率が適用されます。

請負契約による仕入れ (外注工事)

専門事業者への外注など請負契約による仕入れは、その専門業者の施工部分の引渡を受けた日の税率が適用されます。ただし、工事請負契約であるため、その外注工事契約が指定日より前に締結されている場合は、経過措置の対象となります。